

訓令案の二
厚生省訓第三六一号

国立栄養研究所長

国立栄養研究所長職務規程を、次りように定める。

右訓令する。

昭和二十二年五月一日

大臣

厚生省

国立栄養研究所長職務規程

厚生省

第一條 所長は、三級官吏及び嘱託の進退賞罰を厚生大臣に具申する。

第二條 左の事項は、所長が専らこれを行う。

- 一 職員の職務擔任に関すること。
- 二 雇員及び傭人の進退給與に関すること。
- 三 職員の内國出張に関すること。但し、所長の

出張については、この限りでない。

四 職員を除服、出仕及び請暇に関すること。

第三條 所長は、前年度中の事務成績を毎年五月末日までに、厚生大臣に報告しなければならない。但し、臨時に必要な事項は、その都度報告しなければならない。

厚生省

訓令案の三

厚生省訓第三〇二号

厚生部内一般

公衆衛生院事務分章規程を、^{の部}次りように改正する。

右訓令する。

昭和二十二年五月一日

大臣

日 月 送 受 號 課 局 議 合		欄 號 課 局 管 主	
第	第	第	第
號 送 受	號 送 受	號 送 受	號 送 受
月 月	月 月	月 月	月 月
日 日	日 日	日 日	日 日

丙

判決	月	日
合 校		
行 施	月	日
局 課	月 第	日 號
受 付	月	日
案 起	月	日

昭和 年 月 日
 昭 和 年 月 日
 昭 和 年 月 日
 昭 和 年 月 日
 昭 和 年 月 日
 昭 和 年 月 日

課長

主任

昭和廿二年六月廿七日

官報登載
 年六月二十日

○官廳了項
 ◎公衆衛生院了務分掌規程中改正 公衆

衛生院了務分掌規程の一部を次のように
 改正し、五月一日から施行した。

裏面白紙

第一條中「庶務課、」の次に「教務課、」を加え、「四部」を「三部」に改め、「國民栄養部」を削る。

第二條「二 教務課では、公衆衛生技術者の養成訓練中教務に関する事務を行^う。

第三條中「審議室では、」の次に「院長の命を承け養成訓練^並」を加える。

第五條及び第六條を削り、第七條を第五條とし、

厚生省

第八條を第六條とする。

厚生省

官報彙報欄改定

○公衆衛生院事務令等規程中改定
公衆衛生院事務令等規程中改定
規程の一部を次のように改定し、五月一日から施行した。

(本文は訓令彙報に令じ)

公保發第九七號

昭和二十二年三月十三日

公衆保健局長

秘書課長 殿

國立榮養研究所事務分掌規程及び同
研究所長職務規程制定並に厚生省分
課規程改正方の件

國立榮養研究所官制制定に伴ひ同研究所事務分掌規程及び同研究所長職務規程を
別紙(一)及び(二)に依り、厚生省分課規程を別紙(三)に依り制定並に改正方御取計はれ
たす。

追て右制定並に改正は研究所官制の制定と同時に施行するよう御取計はれたを
申添える。



裏面白紙

厚生省訓第

號

國立榮養研究所長

國立榮養研究所長職務規程を、次のように定める。
右訓令する。

昭和二十二年四月一日

厚生大臣

河

合

良

成

國立榮養研究所長職務規程

第一條 所長は、三級官吏及び囑託の進退賞罰を厚生大臣に具申する。

第二條 左の事項は、所長が専らこれを行ふ。

- 一 職員職務擔任に關すること。
 - 二 雇員及び傭人の進退給與に關すること。
 - 三 職員の内國出張に關すること。但し所長の出張については、この限りでない。
 - 四 職員を除服、出仕及び請假に關すること。
- 第三條 所長は、前年度中の事務成績を毎年五月末日までに、厚生大臣に報告しなければならぬ。但し臨時に必要と認める事項は、その都度報告しなればならぬ。

616 22

公保委第一三九號

昭和二十二年四月十日

厚生省公衆保健局



厚生大臣官房秘書課長 殿

公衆衛生院事務分掌規程一部改正に關する件

近く國立栄養研究所の官制が交付されるかこれに伴つて公衆衛生院の事務分掌規程の一部を加紙の通り改正する必要があるので可然取計御願する。而本件は國立栄養研究所官制交付と同日附を以て施行して載き置る。

裏面白紙

412